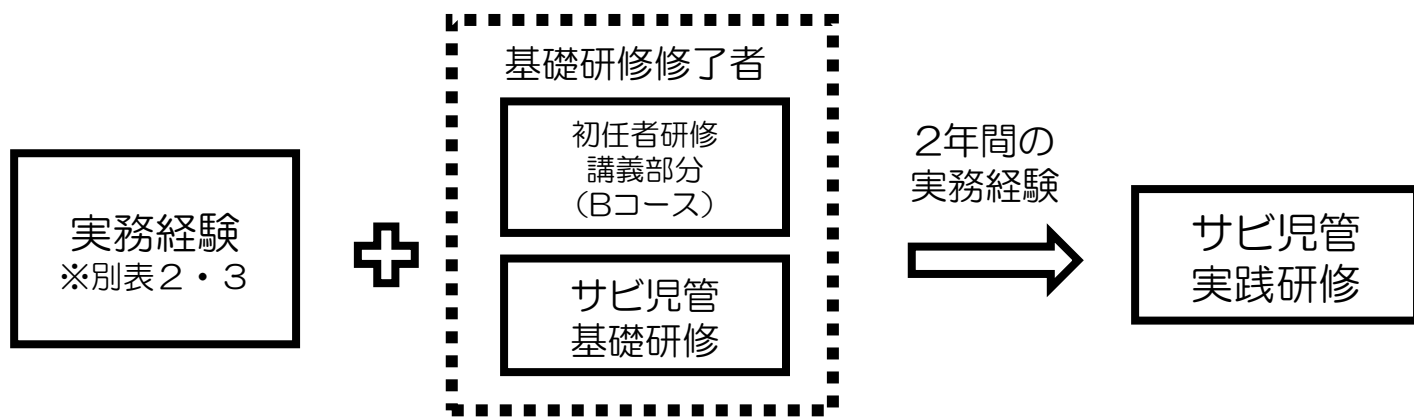


サビ児管（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者） として従事する為の要件



① 従事するための要件

実務経験及び相談支援従事者初任者研修講義部分（Bコース）+サビ児管基礎研修+サビ児管実践研修の**3つの研修を受講**する必要があります。

② 更新について（更新研修）

サビ児管 実践研修 修了の翌年度から5年ごとに更新の研修受講の必要があります。ただし、サビ児管として現に従事しているか**サビ児管・管理者・相談支援専門員の実務経験がない場合は受講できません。**

（平成30年度までに研修修了している方は、初回のみ受講の制限はありません。）

なお、更新研修を受講しても相談支援専門員の更新とはなりません。

③ 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者の経過措置について

令和3年度までに基礎研修を受講しており、従事する為の実務経験（別表2・3）を満たしている場合は、研修修了後3年間はみなしで従事できることとなっております。

（詳細は各指定権者へ確認ください。）

※この資料は、簡易的な説明資料です。詳細は、厚生労働省の告示等をご確認ください。